

## 54—00 P

## 訂 正 審 判

## 1. 制度の趣旨

特許について無効理由があるときには、それを理由とする無効審判の請求に対して特許が無効にされることを防ぎ、又は無効審判の請求をされることを予防し、また、その特許について不明確な部分があるときには、関係者間に争いが生じたり、第三者もまた不明確な権利の存在による係争問題に煩わされる等、公益に反する結果を生じることから、その不明確な部分を明確にする必要がある。訂正審判の制度は、このようなときに特許権者が自発的に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を訂正する権利を保証するものである。この趣旨は、旧実用新案登録についても同様である（特§126、旧実§39）。

訂正審判は、通常、無効審判事件・特許異議申立事件・判定請求事件あるいは侵害事件などに関連することが多く、審決・決定・判決の結論に影響することもあるので、できるだけ早期に審理することが望ましいが、訂正審判の請求後に無効審判が請求されたとき又は特許異議申立てがされたときには、無効審判又は特許異議申立ての審理の中で、よりの確な訂正請求が行われることがあるので、無効審判又は特許異議の申立てとの関係に注意して審理する（→51—22）。また、訂正された明細書、特許請求の範囲又は図面に基づく特許権の効力は、当業者その他不特定多数の一般第三者にも及ぶものである点に留意する。

## 2. 適用対象

## (1) 平成23年法律第63号による法改正（平成24年4月1日施行）

平成24年4月1日以降に請求された訂正審判について適用する（平23附§2⑱）。

ただし、平成24年3月31日以前に請求された無効審判であって、その審決が確定していないものに係る訂正審判については、従前の規定が適用される

(平23附 § 2⑱、無効審判の審決取消訴訟提起後90日以内に訂正審判を請求でき、その後の審理や確定範囲については平成23年改正前の規定が適用される)。

(2) 平成26年法律第36号による法改正 (平成27年4月1日施行)

経過措置なし (実質上、特許異議の申立ての対象となるのは、平成27年4月1日以降に特許掲載公報が発行された特許であるので、平成27年4月1日以降に請求された訂正審判について適用される。)

(3) 旧実用新案

平成5年12月31日以前に出願された旧実用新案登録についても、平成6年1月1日以降は無効審判が特許庁に係属するときは訂正審判の請求をすることができず、また、その訂正審判においては、新規事項を追加する訂正が不適法なものとされ (平5附 § 4②、旧実 § 39①)、請求公告及び訂正異議の申し立て制度 (平5附 § 4②、旧実 § 41) 並びに訂正無効審判制度が廃止され (平5附 § 4②、旧実 § 40①)、不適法な訂正は新たに無効理由とされて、登録無効審判の中で争われる (平5附 § 4②、旧実 § 37①) こととなり、特許の訂正審判と同様に扱われる。

(改訂H27.2)